第二十二条の二第四項中「第二十五条の二第十三項」を「第二十五条の二第十四項」に改め、同条第六項中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改める。

第二十二条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第二十五条の二の二第二項に規定する政令」を「第二十五条の二の三第二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十五条の二の二第一項」を「第二十五条の二の三第一項」に改め、同号イ及びロ中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二の二第三項に規定する政令」を「第二十五条の二の三第三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同号イ中「第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の三第三項」に改め、同項第二号中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二の三第九項」に改め、同項第一号中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同項第二号中「第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の三第三項」に改め、同条第四項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同条を第二十二条の二の三とする。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二の二　法第二十五条の二の二第一項に規定する政令で定める期間は、同項の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第二十五条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画（次号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域　当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域　法第二十五条の二の二第一項に規定する提出のあった日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

2　法第二十五条の二の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第二十五条の二の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第四項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結親法人又はその連結子法人で特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）

ロ　法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結親法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額及び同項に規定する調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

第二十二条の二の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（法第二十五条の二の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第二十五条の二の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第二十五条の二の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

4　法第二十五条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　法第二十五条の二の二第二項に規定する認定事業者に該当する連結親法人又はその連結子法人で当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該特定機械装置等につき同項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第二十五条の二の二第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

5　法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の六第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段」とする。

第二十二条の三第二項中「調整前連結税額（」及び「をいう。）」を削り、同条第三項中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改める。

第二十二条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条の三の二第四項」を「第二十五条の三の三第四項」に、「第二十五条の三の二第一項の」を「第二十五条の三の三第一項の」に改め、「調整前連結税額（」及び「をいう。）」を削り、同項第一号中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第三項中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同条を第二十二条の三の三とする。